（公示）

第六十四条の五　厚生労働大臣は、法第二百四条の六第一項の規定により機構に保険料等の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

2　機構は、前項の公示があったときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の保険料等の収納に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（機構が行う収納に関する厚生年金保険法の規定の読替え）

第六十四条の六　法第二百四条の六第二項の規定による厚生年金保険法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

厚生年金保険法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百条の十一第二項	前項	健康保険法第二百四条の六第一項
	行う機構	行う日本年金機構（以下「機構」という。）
第百条の十一第三項	第一項	健康保険法第二百四条の六第一項
	保険料等	保険料等（同法第二百四条の二第一項に規定する保険料等をいう。第六項において同じ。）
第百条の十一第五項	前二項	健康保険法第二百四条の六第二項において準用する前二項
第百条の十一第六項	前各項	健康保険法第二百四条の六第一項及び同条第二項において準用する第二項から前項まで
	第一項	同条第一項

（保険料等の収納期限）

第六十四条の七　機構において国の毎会計年度所属の保険料等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

（機構による収納手続）

第六十四条の八　機構は、保険料等につき、法第二百四条の六第一項の規定による収納を行ったときは、当該保険料等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行った旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（帳簿の備付け）

第六十四条の九　機構は、収納職員による保険料等の収納及び当該収納をした保険料等の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該保険料等の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第六十四条の十　第六十四条の四から前条までに定めるもののほか、法第二百四条の六の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（機構への事務の委託に関する厚生年金保険法の規定の読替え）

第六十四条の十一　法第二百五条の二第二項の規定による厚生年金保険法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

厚生年金保険法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百条の十第二項	機構	日本年金機構（次項において「機構」という。）
	前項各号	健康保険法第二百五条の二第一項各号
第百条の十第三項	前二項	健康保険法第二百五条の二第一項及び同条第二項において準用する前項
	第一項各号	同条第一項各号

（船員保険法施行令の一部改正）

第五条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十五条」を「―第四十七条」に改める。

第十七条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十五条を第四十七条とし、第三十四条を第四十六条とし、第四章中同条の前に次の十二条を加える。

（法第百五十三条の二第一項の政令で定める事情）

第三十四条　法第百五十三条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二　納付義務者が法第百五十三条の二第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

三　納付義務者が滞納している保険料等（法第百五十三条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条第一項及び第四十三条において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四　滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

（財務大臣への権限の委任）

第三十五条　厚生労働大臣は、法第百五十三条の二第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合においては、次に掲げる権限を除き、その全部を財務大臣に委任する。

一　法第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百三十八条の規定による告知

二　法第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百五十三条第一項の規定による滞納処分の執行の停止

三　法第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定による延長

四　法第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六条第一項の規定による告知